

農薬の登録申請書等に添付する資料等について（平成14年1月10日付け13生産第3987号農林水産省生産局長通知）の運用について  
 （平成14年1月10日付け13生産第3988号農林水産省生産局生産資材課長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>(別紙)                      「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 農薬中のダイオキシン類の検査に関する資料                      (1)～(3) (略)                      (4) 検査の対象となるダイオキシン類は、<u>2006年</u>にWHO/IPCSから提案された毒性等価係数に基づき、毒性のあるポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルとし、定量下限値は<u>種類ごと</u>に毒性等量 (TEQ) 換算で原体 1 g 辺り 0.1ng とする。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>別記様式 1～8 (略)</p> <p>(別紙) (略)</p>	<p>(別紙)                      「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 農薬中のダイオキシン類の検査に関する資料                      (1)～(3) (略)                      (4) 検査の対象となるダイオキシン類は、<u>1998年</u>にWHO/IPCSから提案された毒性等価係数に基づき、毒性のあるポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルとし、定量下限値は<u>同族体ごと</u>に毒性等量 (TEQ) 換算で原体 1 g 辺り 0.1ng とする。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>別記様式 1～8 (略)</p> <p>(別紙) (略)</p>